令和７年度版
安全振興会のご案内

令和６年度高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品
（県立横須賀高等学校　令和６年２月発行　「横高PTA JOURNAL」第141号）

保護者の皆様へ

安全振興会は、昭和52（1977）年に県立高等学校ＰＴＡ連合会（以下　高Ｐ連）と県立学校長会（以下　校長会）が設立し、昭和56（1981）年の財団法人化を経て平成25（2013）年に一般財団法人となりました。見舞金の給付、学校安全の普及充実、修学奨励金の給付の３事業を行っています。

残念ながら、学校生活における災害はなくなりません。これらの災害の中には、勉学を中断しなければならないケースもあり、災害に遭った生徒・保護者の経済的・精神的苦痛は計り知れないものがあります。学校管理下の災害の共済制度としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが見舞金や医療費の給付を行っています。安全振興会は、同センターの給付金に上乗せする形で、死亡見舞金、障害見舞金、負傷等見舞金、歯牙欠損見舞金を給付し、さらに、独自に義歯見舞金、特別見舞金、供花料の給付を行っています。現在、安全振興会の見舞金給付事業は、平成22（2010）年に成立した「ＰＴＡ・青少年教育団体共済法」に基づき、文部科学省と県教育委員会の指導の下に実施しています。

入会の資格は県立高校、特別支援学校（高等部）及び中等教育学校の保護者等（成人に達した生徒の親を含む）であることとなっています。現在、県立高等学校全日制・定時制・通信制の全校、及び、県立中等教育学校の全校が加入しています。

安全振興会は、高Ｐ連と校長会及び学識経験者等の代表者が評議員・理事・監事を構成して運営しています。これらの役員等は全員無報酬で運営に参画しています。安定した運営の継続と充実のために事業内容の見直しは随時行ってまいりました。詳細は以下の「安全振興会のあらまし」をご覧ください。

新入生の保護者の皆様には、安全振興会の趣旨にご賛同をいただき、万一の災害に備えて多くの皆様にご加入していただきたいと思います。また、在校生の保護者等の皆様におかれましても、前年度同様引き続きご加入くださるようお願い申し上げます。

一般財団法人 神奈川県立高等学校安全振興会
〒231-0023　横浜市中区山下町１番地　シルクセンター326号室
電　話　045－274－8189　／　FAX　045－274－8190
http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会のあらまし

諸規則や事業内容の詳細はホームページをご覧ください。

Ⅰ　共済（見舞金給付）

安全振興会の行う共済事業への加入者は生徒の保護者等（成人に達した生徒の親を含む）であり、共済の対象者は生徒です（保護者等は含みません）。また、共済事業の種類は、スポーツ振興センター法施行令の規定による災害共済給付の対象となる学校管理下の災害による死亡見舞金・障害見舞金・負傷等見舞金・歯牙欠損見舞金・義歯見舞金・特別見舞金です。

見舞金の種類、給付額、支給要件

死亡・障害・負傷等・歯牙欠損見舞金は、スポーツ振興センターの災害の認定に準じます。

■死亡見舞金：スポーツ振興センターの給付額の５割
最高額　15,000,000円

■障害見舞金：スポーツ振興センターの給付額の５割
最高額　20,000,000円

■負傷等見舞金：同一の事由による災害に対するスポーツ振興センターの医療費給付額の合計が15,000円以上となったとき、スポーツ振興センターの給付額の５割
※医療機関での窓口負担がない場合は、スポーツ振興センターの医療費給付額の４倍を基準額とする

■歯牙欠損見舞金：スポーツ振興センターの給付額の５割

■義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴（しかほてつ）を受けた場合で、障害見舞金・歯牙欠損見舞金の対象とならない２歯以下の歯科補綴の場合、１歯あたり50,000円

■特別見舞金：課外活動に準ずる場合等スポーツ振興センターの見舞金給付対象にならない特別な事情による災害で、死亡或いは障害の場合に、理事会が給付を決定したとき、死亡見舞金、障害見舞金の本会給付額のそれぞれ５割を限度

※歯牙欠損見舞金は令和４年４月１日以降に発生した災害が対象。それ以前は義歯見舞金の対象。

学校管理下とは

見舞金給付の条件となる「学校管理下」は、スポーツ振興センター法施行令の規定に準じます。

（1）学校の教育課程に基づく授業を受けているとき

（2）学校の教育計画に基づいて行われる課外指導（部活動等）を受けているとき

（3）休憩時間中に学校にいるとき。その他、校長の指示または承認に基づいて学校にいるとき

（4）通常の経路及び方法により通学するとき

（5）以上の場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

共済期間、安全振興会の責任開始期

共済期間は、４月１日から当該年度末までの１年間です。
ただし、期間途中で加入した場合については、加入日の翌日からとなります。

支給制限、時効

（1）次のような場合は、見舞金の全部または一部の給付を行いません。詳細は共済規程によります。

ア　同一の負傷又は疾病に係る負傷等見舞金については、スポーツ振興センターの医療費の支給開始後、10年を経過したとき以降

イ　非常災害

ウ　災害が自己の故意又は重大な過失によるとき
（中等教育学校の前期課程を除く）

（2）見舞金の請求をする権利は、給付事由が生じた日から３年間行わないときは、消滅します。

加入手続き

学校を通して一括での手続きとなります。途中入会退会も学校を通してください。

共済掛金、会費

学校・課程の合計金額が、年間の支払額です。学校を通して一括して安全振興会に振込んでいただいております。（月々にすると100円以下で様々な補償が受けられることになります。）

会費額 ＼ 学校・課程	会費内訳			合計（円）
	純掛金	付加共済掛金	一般会費	
高等学校　全	708	372	120	1,200
定	354	186	60	600
通	106	56	18	180
中等教育学校	708	372	120	1,200
共済掛金＝純掛金＋付加共済掛金 会費＝共済掛金＋一般会費				

※「高等学校　全」には、特別支援学校高等部を含みます。

※純掛金は各種見舞金に使うもので、それ以外には使いません。付加共済掛金は安全普及のために使われるものです。一般会費は、修学奨励金や供花料及び管理費に使われるものです。

※会員（保護者等）が退会した場合は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金（純掛金＋付加共済掛金）から、手数料（500円）を差し引いた額（10円未満切捨て）を、学校を通じて返還します。

なお、返金額が100円未満の場合、及び一般会費については返金しません。

見舞金請求の手続き

災害に遭い、医療機関に掛かった場合、①学校から関係書類を受取り、学校を通してスポーツ振興センターへ手続きをします。②スポーツ振興センターから医療費・見舞金が学校を経由して、③会員（保護者等）に支給されます。④その後、学校を通して安全振興会に各種見舞金の「支払請求書」を提出します。⑤安全振興会は規程に従って給付額を決定し、会員（保護者等）の口座に見舞金を振込みます。また、会員（保護者等）と校長宛ての見舞金支払通知書を学校に送付します。

負傷等見舞金の請求

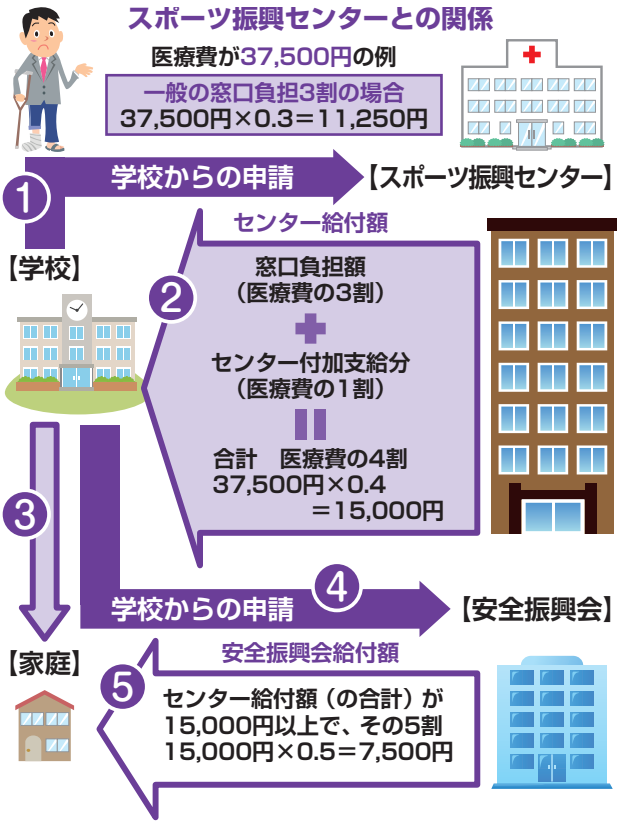

医療機関での窓口負担無しの場合

窓口負担無しの場合は、スポーツ振興センター給付額はセンター付加給付分である、医療費の１割のみが給付額となります。上の例では、その額が3,750円となります。この場合、安全振興会では、その額の４倍（3,750円×4＝15,000円）をスポーツ振興センターの給付額とみなし、その額が15,000円をこえた場合、その５割（最低7,500円）を給付します。

※センター給付が１割かどうかは、各校に送られる医療費支払通知書の備考欄で確認できます。

見舞金の給付状況

令和５（2023）年度の見舞金給付状況は次のとおりです。

死亡見舞金	0件	0円
障害見舞金	2件	2,015,000円
負傷等見舞金	1,779件	64,916,200円
歯牙欠損見舞金	1件	40,000円
義歯見舞金	17件	1,100,000円
計	1,799件	68,071,200円

Ⅱ　安全の普及充実の仕事

災害が起きてからの被害者の救済も大切ですが、その前に災害に遭わない、災害を起こさないことがより大切なことです。安全振興会は、生徒の安全意識の向上と学校安全及び安全な生活環境の整備を目指した事業を行っています。

１．作文コンクールの実施

「安全又は健康」をテーマに、県立高校、特別支援学校高等部及び中等教育学校後期課程の生徒から広く作品を募ります。

優れた作品は『安全振興会のご案内』等に掲載します。

今年度の最優秀賞の２編を裏面に掲載しました。

２．ポスターコンクールの実施

安全推進月間キャンペーン用と作文コンクール募集用のポスターコンクールを、県高等学校文化連盟（以下　高文連）美術・工芸専門部に委託して実施しています。

優れた作品をポスターに作成し、各県立学校に配布しています。

３．交通安全運動への協力

「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を推進する高Ｐ連と校長会の活動に協力し、補助金を交付しています。

４．各団体の健全育成及び安全啓発・対策事業等への協力

高Ｐ連、校長会、高文連、県高等学校体育連盟、県立高等学校定時制通信制教頭会、県高等学校教科研究会（保健体育部会、養護部会）の実施する健全育成及び安全啓発・対策事業等に協力し、補助金を交付しています。

５．『安全振興会報』の発行

年２回（８月・２月）安全振興会の事業内容の紹介や安全に関する情報の提供に努めています。

Ⅲ　修学奨励金、供花料の給付

修学奨励金

保護者等が会員で、学資の支弁が困難な生徒を対象に給付型の修学奨励金の給付を行います。

給付年額：80,000円（返還の必要なし）

採用人数：全県立高校の全・定・通課程につき各１名。
全中等教育学校各１名。

推薦と採用：各校長から推薦された生徒を採用します。
他の奨学金との併給が可能です。併給を受けようとする他の制度が併給可能かどうかを確認してください。

申請は学校を通して行います。締切は７月１日(火)です。

供　花　料

(1) 生徒が死亡した場合（学校管理下か否かは問いません）、100,000円を給付します。

(2) 供花料請求の手続き
学校を通して、本会に供花料支払請求書を提出します。安全振興会は規程に従って供花料を会員（保護者等）の口座に振込みます。会員（保護者等）と校長宛の供花料支払通知書を学校に送付します。

(3) 供花料の請求をする権利は、死亡した日から３年間行わないときは、消滅します。

個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」に従うものとします。

ご提出いただく個人情報につきましては、共済契約の管理及び審査、共済金の支払い及び当法人の事業のために使用され、それ以外には使用いたしません。

令和６年度作文コンクール

安全振興会では、生徒の皆さんの安全意識の向上を図るために、「安全」又は「健康」をテーマに作文コンクールを実施しています。今年度も素晴らしい作品が多数寄せられました。米山謙委員長、程島宏美副委員長、平松和夫委員、海浦洋子委員、原口瑞委員、萩谷英明委員の６人の元校長先生に審査をお願いしました。最終選考会で、最優秀賞２編、優秀賞５編、佳作41編が決定されました。この中から最優秀賞に選考された作品を掲載します。

最優秀賞

言葉を紡ぐ

県立新城高等学校
坂間　日和

「ペリッ」丁寧な手つきで、破れないように、封筒を開けた。私は、家族や友人から貰った手紙を箱の中に入れて残している。その箱の中の言葉たちは、私の心強い味方であると感じる。

春、満開の桜の中で行われた入学式。私は高校一年生になった。慣れない環境、初めての電車通学、行事に小テスト。怒涛の日々だったが、充実していると感じた。しかし、ある日の週末、私は風邪をひいた。このスケジュールの中、当然といえば当然の出来事だったが、私は忙しくても風邪をひく人間ではないため、不思議に思った。しかし最近の生活を振り返ってみると、これは心の不調からくる風邪ではないかという結論が出た。今まで毎日会っていた中学校の友達と会わなくなって、家族で過ごす時間も以前より減った。ぼんやりとした孤独感。だが、もう高校生だからと、なんだか一人で頑張らなきゃいけないような気がしてならなかった。

すっかり身体は元気になったある日、父が私に聞いた。「誕生日プレゼントに何が欲しい？」すぐには思いつかなかったため、「考えておくね。」と伝えた。悩んで悩んで、ようやく思いついたもの。それは手紙だった。私は誰かが手紙をプレゼントしてくれるとき、いつも心底嬉しかった。父からは、「手紙でいいの？」と聞かれたが、私は「手紙がいい。」と答えた。

誕生日当日。「誕生日おめでとう。」という言葉とともに、二枚の封筒が手渡された。母からの手紙にあったのは、一歳から十六歳までの私の似顔絵。父からの手紙には、「どんなことがあろうと味方だよ」という言葉があった。ぼろぼろと、自然と涙がこぼれた。なんて温かい手紙なんだろうと思った。また、後悔した。深い愛情を向けてもらっていることを、一瞬でも忘れてしまったこと。

私は父と母からの手紙をしまうため、たくさんの手紙が入った箱を開けた。せっかくだからと、私は今まで貰った手紙を読み返すことにした。ごく丁寧に、封筒を開ける。「どこに行きたいとしても私は応援するよ！」「体調に気を付けて、頑張ってください！僕も自然体で頑張ってみます。」「困ったときや大変なときは、何時でも話聞くよ！」箱の中にあったのは、絶対に忘れてはいけない言葉たちだった。

それからは、心も身体も快調である。疲れたときには手紙が入った箱を開けている。

ストレス社会である今、ストレスから来る病気を防ぐためには、その根っこにあるストレスを和らげるものが必要なのではないだろうか。ストレスを和らげるものは様々だが、言葉もその一つだと、私は思う。私の言葉がいつか誰かの味方となれるように、私は私なりに、温かい言葉を紡いでいく。

言葉。それはきっと誰かのかけがえのない味方。

最優秀賞

不器用で愛のある言葉

県立西湘高等学校
小林　結愛

「頑張れ」この言葉が嫌いだった。突き放すようなこの言葉が。押しつぶされそうになる言葉の圧が。そんなとき、ある人によって私の考え方は変わりました。

皆さんは起立性調節障害を知っていますか。この病気は自立神経系の異常で、循環器系の調節がうまくいかなくなる疾患です。最もわかりやすいのは「朝起きられない」という症状です。これだけ聞いたらただのサボリだ、言い訳だ、と思うかもしれません。そのため、周りからの理解を得ることはできませんでした。

私はこの病気を中学二年生のときに発症しました。いつものように部活に参加していたら突然体に力が入らなくなり、倒れてしまいました。この病気は目に見える部分だけではなく、心の健康も奪っていきました。朝が来るのが怖い、周りの目が怖い、迷惑をかけてしまってばかりの自分が嫌でした。今まで当たり前のようにできていたことができなくなり、学校は休みがちで、部活はトラウマで行けなくなってしまいました。人間関係も上手くいかず、勉強にも身が入らず、どん底にいました。今までやってきたことのすべてを否定されたような毎日でした。

そんなとき出会ったのが今の担当医の先生でした。先生はどん底にいた私を温かい言葉で拾い上げてくれました。「この病気は終わりがあるから大丈夫。少しずつかもしれないけれどよくなっていくからね。あなたのペースで頑張っていこう。」

この言葉をもらって自分の存在を認めてもらえたような気がしました。この病気になってから自分を否定してばかりだった私に、何よりも欲しかった言葉をかけてくれました。誰もわかってくれなかった。ずっと独りぼっちだった。「頑張れ」突き放すような言葉が、無責任な言葉が苦しかった。「頑張ろう」この言葉に変換してほしかった。一人ではなくて、一緒に闘ってくれる気がしたから。先生と出会って、起立性調節障害は身体だけの病気ではないと知るきっかけになりました。

どんな病気でも薬ひとつではよくならないと思います。身体が元気でも心が元気ではない人を健康な人と言えるのでしょうか。私は言えないと思います。この作文を読んでくれたあなたも、私と同じ意見になるのではないでしょうか。なぜなら、心に余裕がないことは苦しいことだからです。誰にも助けを求めることができなくて辛いんです。ずっと太陽が昇らない真夜中のような毎日なんです。私はそんな苦しかった時期に、贈ってもらった言葉のおかげで立ち上がる勇気を持つことができました。言葉は立ち上がるための勇気をくれる薬になってくれます。

私の将来の夢は看護師になることです。支えてもらった分、たくさんの人の病と心に寄り添えるような人になりたい。真夜中を歩き続ける人が綺麗な朝日を迎えられるような、「頑張れ」ではなく、「頑張ろう」と声を届けられるような看護師に。